

佐伯市有機農業推進計画(素案)

令和2年3月
大分県佐伯市

第1章 計画の策定に当たって

1 背景と趣旨

近年、安全・安心な農産物を求める消費者ニーズへの対応や地産地消、食育の観点からも有機農業を推進する取組が求められています。従来の慣行農法に比べ病害虫等による品質・収量の低下が起きやすく、市内でも取り組む農家が非常に少ない状況です。

このようななか、国においては平成18年12月に有機農業の発展を図ることを目標とした「有機農業の推進に関する法律」(以下「有機農業推進法」という。)が施行され、19年4月には「有機農業に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が公表されました。

佐伯市においても、平成20年12月に佐伯市食育推進会議条例を制定。食育の観点からオーガニックについての取組をはじめ、平成21年3月には、大分県下初となる「食のまちづくり条例」を制定しました。その後、食育推進計画を策定し、食育活動を中心として数多くのソフト事業に取り組んできました。

この間、第2次佐伯市総合計画に有機野菜栽培の普及啓発の促進を明記するとともに、佐伯市農業振興計画においても時代に対応した農産物づくりとして、有機農業の推進を進めることをうたっています。

こうした背景の中、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物の多様性の保全に役立つとともに、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応した有機農業の具体的な推進を図るため、「佐伯市有機農業推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、佐伯市の有機農業の推進に当たり、農業者をはじめ、消費者、関係機関、団体等と連携して有機農業を具体的に推進するための計画とします。

3 計画期間

この推進計画の期間は、令和2年度から5年間とします。

なお、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

第2章 基本理念

有機農業推進法において、有機農業とは「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。この有機農業を推進するに当たり、以下を基本理念として取り組むものとします。

- 農業者あるいは有機農業での就農を希望する者等が容易にこれに従事することができる取組を進めます。
- 有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組を進めます。
- 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できる取組を進めます。
- 消費者の有機農業および有機農業により生産される農産物に対する理解の増進を図るため、有機農業者と消費者の連携を促進します。
- 有機農業者や関係者の自主性を尊重し、有機農業を推進します。

第3章 目標

事業達成目標期間は5年とし、以下の取組を目標に推進します。

- 有機農業に関する技術支援
有機農業は、地域資源の活用・自然の摂理を生かし行う農法のため、気象状況や病害虫の影響を非常に受けやすい。また、個々の農家の工夫により栽培されている面が多分にあり、個別技術を総合的に行うことにより成り立っているのが現状です。このようなことから有機農業を推進するに当たっては、技術支援が重要であり、高品質かつ安定的な収量確保ができる生産技術の確立を目指します。
- 有機農業者の拡大
有機農業は、生産技術の習得、労力に見合った生産性の確保等の困難さがあり、定着の足かせとなっています。有機農業を目指す新規就農者及び慣行農法からの移行を希望する者に対し、有機農業先駆者並びに関係機関と協力し、就農相談や情報提供等を行うことにより有機農業者の拡大を目指します。
- 有機農業に対する消費者の理解の増進
有機農業や有機農産物に対する理解を深めることで、消費の拡大・購入意欲の向上につながる、消費者と生産者の相互理解を図るとともに、有機農業に関する情報発信とPR活動を積極的に行います。
- 有機農産物の流通環境の整備
市場関係者、市内の飲食店等との連携により有機農業で生産される農産物の販路開拓、消費拡大を目指します。

【指標】

項目	現状	目標				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
有機農業に取り組む農家数(戸) (うち有機JAS認証取得農家数)	2 (2)	4 (3)	8 (4)	16 (5)	32 (6)	64 (7)
有機農業実践ほ場面積拡大 (有機JAS認証ほ場面積(ha))	1.2 (1.2)	2.4 (1.5)	3.6 (1.8)	6.0 (2.1)	10.8 (2.4)	20.4 (2.7)

第4章 取組の展開方向

1 有機農業者への支援

- (1) 有機農業に取り組む者への支援
 - ・有機JAS認証の習得を支援
 - ・堆肥投入、散布に係る支援
 - ・有機農業者の組織化に向けた意見交換会・交流会の開催
- (2) 有機農業に関する生産技術の普及
 - ・土壌診断に基づく健全な土づくりのための研修会の実施
 - ・有機JAS認証取得についての研修会の実施
 - ・女島第二市民ふれあい農園を活用した有機農業についての研修会の実施
 - ・パンフレット、冊子、HP等によるPR

- (3) 実践は場の確保に対する支援
 - ・有機農業に適した農地の活用
 - ・有機農業実践モデル園の設置

2 消費者への理解、関心の増進

- (1) 有機農産物の販路確保
 - ・市内飲食店での活用の取組
 - ・取扱店及び取扱量拡大の取組
 - ・学校給食への有機野菜の導入検討の取組
- (2) 有機農業に対する消費者の理解増進
 - ・市HP、パンフレット等を活用した有機農業で生産される農産物に関する情報の提供
 - ・市内イベントを活用し、有機農業についての情報提供
 - ・消費者との交流・料理教室の開催

3 有機農業推進体制の整備

有機農業者、消費者、関係機関が連携を取りながら有機農業の推進を図るため、有機農業に関する様々な情報を共有します。